

★ 2014年度の木更津市にある施設

現行 施設名	H27年度からはじまる子ども子育て支援新制度			
	施設名	認可・認定	財源	保育者資格
幼稚園 ➡	幼稚園(現行のまま) ★	文科省	(文科省)私学助成	幼稚園教諭 (多数が保育士資格を併有)
	給付対象幼稚園	文科省	(内閣府) 施設給付型→親へ	
	幼稚園型認定こども園	文科省		幼稚園教諭+保育士 (多数が両資格併有)
	幼保連携型認定こども園	内閣府等		保育教諭 (両資格の併有)

保育園 ➡	保育所(現行のまま)★	厚労省	(内閣府+児童福祉法) 施設給付型に基づく市町村 委託費	保育士 (多数が両資格併有)
	保育所型 認定こども園	厚労省	(内閣府)	幼稚園教諭+保育士 (多数が両資格併有)
	幼保連携型 認定こども園	内閣府	施設型給付→親へ	保育教諭 (両資格の併有)

認可外 保育施設 ➡	家庭内保育事業 (~5人)	厚労省	(内閣府) 地域型保育給付	(研修を受けた) 無資格者
	小規模保育事業 (6~9人)			保育士+ (研修を受けた)無資格者
	事業所内保育事業			
	居宅訪問型保育事業			
	地方裁量型認定こども園	内閣府	(内閣府) 施設型給付	保育士+幼稚園教諭等
➡	認可外保育施設(現行のまま) ★			保育士+無資格者

認定区分	年齢	市が「保育の必要性」を審査	木更津市にある施設	
1号認定子ども	3-5歳	保育の必要性ない	幼稚園	教育
2号認定子ども		保育の必要性あり	幼稚園(預かり保育)	教育・保育
2号認定子ども	3-5歳	保育の必要性あり ・自治体が認定証を発行 ・自治体が保育の利用・あっせん	市立保育園 私立認可保育園	保育
3号認定子ども	0-2歳			
	0-5歳	認可外のため自治体は把握しない	認可外保育施設	保育